

令和7年第3回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和7年12月24日(水)

午後2時45分

場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 一般質問 |
| 日程第 4 | 承認第 2号 | 専決処分（令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求めることについて
報告・説明・質疑・討論・承認 |
| 日程第 5 | 議案第16号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 6 | 議案第17号 | 菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 7 | 議案第18号 | 令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 8 | | 委員会の閉会中の継続調査について |

2. 出席議員 (24名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 荒木 崇之 | 2番 後藤 英夫 |
| 3番 工藤 圭一郎 | 4番 山瀬 義也 |
| 5番 水上 隆光 | 6番 永清 和寛 |
| 7番 坂本 武人 | 8番 吉永 健司 |
| 9番 青山 隆幸 | 10番 来海 恵子 |
| 11番 大村 裕一郎 | 12番 西川 秀貢 |
| 13番 大塚 勝二 | 14番 村山 龍一 |
| 15番 三宮 美香 | 16番 坂本 典光 |
| 17番 鬼塚 洋 | 18番 中岡 敏博 |

19番 岩下 和高
21番 坂本 秀則
23番 泉田 栄一朗

20番 馬場 功世
22番 福島 知雄
24番 青木 照美

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者の職氏名（16名）

広域連合長 吉本 孝寿
副広域連合長 江頭 実
副広域連合長 荒木 義行
副広域連合長 金田 英樹

事務局長 渡辺 博和
総務課長 緒方 大祐
福祉課長 清本 建
環境衛生課長 森 淑晃
環境施設課長 吉田 伸二
総務課総務係長 中山 義崇
消防本部消防長 狩野 俊隆
消防本部消防次長 藤川 哲郎
消防本部総務課長 稲倉 孝
消防本部予防課長 谷山 優一
消防本部警防課長 隈部 尚樹
消防本部通信指令課長 安達 秀昭

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（6名）

書記長 渡辺 博和
書記 村山 敬史
書記 橋口 真美

書記 新永 崇博
書記 古田 弘毅
書記 灰瀬 杏奈

開会 午後2時45分

-----○-----

- 議 長（青木照美） 皆さん、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。
ただいまから、令和7年第3回菊池広域連合議会定例会を開会します。
なお、4番、山瀬議員から欠席の申し出がっておりますので、報告します。
早速、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議 長（青木照美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第116条の規定により、8番、吉永健司議員、18番、中岡敏博議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

- 議 長（青木照美） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議 長（青木照美） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 一般質問

- 議 長（青木照美） 次に、日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がっておりますので、これより質問を許します。
なお、申し合わせにより、一般質問は一人一件につき3回または60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。
会議の途中ですけれども、欠席届が出ておりました山瀬議員がただいま着席されましたことを認めたいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

- 議 長（青木照美） 異議なしと認めます。
それでは、まず大塚勝二議員。
○13番（大塚勝二） 皆さん、改めまして、こんにちは。総務厚生委員会に所属しております大塚勝二です。消防に関して質問いたします。今、議長のお許しを得まし

たので、通告に従いまして、大塚勝二が質問いたします。

まず初めに、菊池広域連合消防本部の消防力について、かなり2市2町というのは人口増加が増えております。また、それに伴い、救急需要の増加が続く中、現行の職員数や隊の体制が将来にわたって十分かどうか、これは検証が必要な時期に来ていると考えております。菊池広域の消防署員は207名で、人口10万人当たり約105人と、全国平均143人を大きく下回る状況です。南消防署は1万人当たり7人、北消防署は1万人当たり11人、西消防署は1万人当たり10人で、桜消防署に関しましては1万人当たり5人ということを知っております。

そこで、質問です。南消防署、桜消防署で人口当たり配置が全国平均の半分以下である現状認識について、今後、特にそれぞれにおいて人口増加がばらばらで、増加しているところ、急激に増加するところ、緩やかに増加するところもありますので、そのあたりで配置などを見直すことが必要になってくると思います。そこで、人口増加地域での人員再配置増員方針について、また、将来人口推移を踏まえた定数見直し計画について、お伺いします。

○議長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） ご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の現行の体制・人員につきましてご説明をいたしますと、会計年度任用職員1名を除き、職員実員は206名でございます。その中で、再任用短時間職員、いわゆる60歳以上のパートタイム職員が5名勤務しております。

ご質問の現行の職員数で業務量に対応できているかに対する答えといたしましては、適正に対応できていると考えております。

理由といたしましては、消防本部では、連合の広域計画を下支えする計画として5年ごと、消防行政の運営に関して検証を行っており、その結果が直近では、令和4年3月策定の菊池広域連合消防本部消防施設整備基本計画（その3）の検証結果として、現状の消防力、全体的な運用効果は、管内全域においておおむね良好であるとの結果を得ているところでございます。

職員数につきましても、当該検証において、所属ごとの人員配置におきまして、日勤者の予防分野の要員について若干の人員不足が指摘されているものの、全体的な総数についてはおおむね良好であるとの結果となっております。

説明が前後しますけれども、当該基本計画につきましては、平成22年度から一般財団法人消防防災科学研究センターに依頼していますので、先ほど申し上げましたが、5年ごとの間隔で、時間とともに変化する管内の消防環境に対応した効率・効果的な消防体制について、総務省消防庁の研究機関である、日本で唯一の消防防災に関する総合的な機関に検証を依頼しまして、その結果を連合管内の行政運営に

活用しているものでございます。

2つ目、人口の増加地域への対応についてでございますけれども、これにつきましても、令和4年3月策定の菊池広域連合消防本部消防施設整備基本計画（その3）の検証の結果によりますと、人口分布、実績による災害分布、これも実績によるものでございますけれども、消防車両の発災地到着時間等を考慮し、幾つかのパターンを作って、最適な署所の配置先を検討しているところでございます。

現状の署所の位置におきましては、4つの消防署がございますけれども、検証結果はおおむね妥当とのことでございます。

最後に、3つ目でございますが、条例定数につきましては、住民の皆様からのご理解をいただきまして、消防力の維持・強化を目的として、令和5年に205名から240名に引き上げの内容で改正を行っております。これにつきましても、令和4年3月策定の菊池広域連合消防本部消防施設整備基本計画（その3）の中で、財政負担、年齢層の将来的な偏り等を考慮しまして、当面の目標として採用計画を示しているところでございます。具体的には、到達目標として、令和13年において230名から240名を目指しております。ただし、ご指摘のとおり、環境の変化次第では、消防力の基準との比較として掲げております275名を上限として、適時、条例定数の改正をお願いしなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） 大塚議員。

○13番（大塚勝二） 再質問いたします。

今話を聞きますと、ここに出ている、私が持っている資料によると、特に南消防署、桜消防署に関しては、ほかの消防署に比べると1万人当たり半分程度というふうに配置していますけど、要するに内容的なところ、例えば人数が少なくなってしまうと、それに対応するハード面というのは出てくるかと思うんですけど、それによって業務量の増加とか、そういうことによって、例えばあそこの部署に行くときついから、ちょっと退職を考えようかなとか、そういうマイナスに偏るような面があるかと思うんですけども、そのあたりに関して、例えばほかのところから忙しいときには助けに行くとかいう体制とか、そういうところとか、例えば今、男女共同参画というところで女性署員が働きやすい職場とか、女性に対してそのあたりの環境づくりとか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） 再質問にお答えいたします。

まず、署所の人間の偏りにつきましては、今、すみません、資料がございませんので、定かなことは言えませんが、15年、16年前ほどから災害出動について

は直近主義に変えておきまして、これは、昔は管轄で出動を充てておりましたけども、近くにいる適当な車両を選択いたしまして出動しているところでございます。

また、事務におきまして、署所で確かに建物数で偏りがございますけども、規定上、相互応援をするようにと規定しておりますので、その辺は問題ないかと思えます。

以上でございます。

○13番（大塚勝二） 女性の働き方について、そういう環境づくりとか、だんだん女性の職員が増えてきていると思うんですけども、そのあたりの環境づくりについては、どういうことをやられているかというのを伺いたしたいと思います。

○消防長（狩野俊隆） 質問にお答えします。

女性活躍推進法、時限立法でございましたけども、延長になりましたので、その辺は法律に基づいたところで、また、広域連合の計画に基づいて人員を今増やしているところでございます。そもそも年齢的にもそろそろ管理職になる年齢の女性もいますので、ロールモデルとしてやっていただきたいという願いを込めて、今いろんな部署に配置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） 大塚議員。

なお、さっき2回目は続きということで、今、3回目ということで質問いただきます。

○13番（大塚勝二） わかりました。

質問じゃないんですけども、今後、やっぱり消防力が2市2町におきまして安心・安全の要ですので、いろんな問題がありましたけれども、これから未来に向けていろんな体制を敷いていただいて、若い子たちが消防士にぜひなりたいという環境づくりを進めていただいて、2市2町の安全を守っていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（青木照美） これで、大塚勝二議員の一般質問を終わります。

次に、三宮美香議員。

○15番（三宮美香） こんにちは。議席番号15番、三宮美香です。通告に従い、一般質問をします。

質問は、大きく1点です。介護認定審査会のオンライン化による審査体制の効率化についてです。

介護認定は、丁寧にご説明をしますが、まず申請を受け、主治医意見書の提出、認定調査員による認定調査が実施され、一次判定でコンピュータなどによる約74項目の基本調査の判定、専門家などの合議体による二次判定の後、介護認定となり

ます。菊池広域連合では、介護保険法に基づく、この二次判定、介護認定審査会の事務を共同処理しているため、その介護認定審査会の部分についての質問です。

令和6年度菊池広域連合一般会計に関する主要な施策の成果に記載の介護認定審査会の状況で令和6年度の実績を見ると、認定審査件数が8,161件、開催数は168回、1合議体につき1回当たり49件を審査する体制となっています。委員さんたちが夜集まって、1～2時間、1件当たり4分以内程度の審査になっていると推測されます。

菊池広域連合管内の高齢化率は26.06%、認定者数は9,399人と高く、今後さらに高齢者人口が増加すると見込まれ、審査会の負担はますます増大することが確実です。

こうした状況を踏まえ、審査会委員の業務負担軽減、開催調整の柔軟化、資料作成のDX推進、災害時の継続可能性といった観点から、審査会のオンライン化またはハイブリッド化を検討する必要があると考えます。

法律上、オンライン開催を禁止する規定はありません。全国でもオンライン・ハイブリッド方式へ移行している自治体が増えています。

広域行政として持続可能な審査体制を整える観点から、オンライン化の可能性について確認をします。

(1) 介護認定審査会の現状認識と課題について、令和6年度の認定審査件数8,161件、年間168回の開催、1回当たり49件の審査という現状について、広域連合としてどのような課題認識を持っていますか。

(2) 介護認定審査会のオンライン化またはハイブリッド化について、オンライン化は法的には可能ですが、広域連合としてオンライン方式を導入できない理由、または検討を進めた経緯があれば伺います。

(3) オンライン化による委員負担軽減と審査体制の強化について、高齢化による審査件数の増加が見込まれる中、1、委員の夜間移動の負担軽減、2、合議体の開催調整の柔軟化、3、資料作成・配布の効率化(DX推進)、4、災害・感染症流行時でも審査継続が可能となる体制などの視点からオンライン化が有効であると考えます。広域連合としてどのように考えられますか。

以上、介護認定審査会のオンライン化による審査体制の効率化について質問します。

○議長(青木照美) 渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺博和) ご質問にお答えします。

回答の順番が前後しますが、質問事項3の審査会のオンライン化についてどのように考えているかと、質問事項2のこれまでにオンライン化の検討を進めた経

緯があるかについてを先に回答させていただきます。

議員ご提案の介護認定審査会に係るオンライン化につきましては、委員が各自リモートで審査会に参加できることで会場へ移動する手間が省け、会議時間の短縮が図られるとともに、参加率の向上が期待できること、またペーパーレス化の推進や新型コロナ等の感染症対策及び災害時の継続審査にも有効であり、委員の負担軽減と審査体制の強化につながることから、本広域連合といたしましても、今後、高齢化の進展に伴い、審査件数の増加が見込める中で有効な手段であると考えております。

つきましては、今後、既に導入済みの自治体等からメリット面、デメリット面、及び費用対効果等について聞き取りを行うとともに、審査会委員及び関係市町と協議を重ねながら、オンライン化の導入に向け進めてまいりたいと考えております。

なお、質問事項2のこれまでにオンライン化の検討を進めた経緯があるかについてですけれども、これまでに関係市町や審査会委員と検討を進めた経緯はございません。

次に、質問事項1の認定審査会の現状と課題についてお答えいたします。

まず、現状につきましては、ただいま議員からご説明いただきましたとおり、令和6年度実績で、審査件数が8,161件、合議体数が14で、1合議体当たり月1回審査会を開催しておりますので、年間で165回、平均しますと1回当たり49件審査を行っているところでございます。審査件数につきましては、審査会委員との協議によりまして、1回当たりの上限が55件まで、年間になおしますと9,240件までは審査が可能となっておりますので、現時点では一定の余裕を持って運営をしているところでございます。

しかしながら、議員からのご指摘、及び、ただいまお答えしましたように、今後の課題といたしまして審査件数の増加が見込まれますので、それに対応できるようオンライン化など、新たな審査体制を構築する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（青木照美） 三宮議員。

○15番（三宮美香） 再度質問させていただきます。今の答弁だと、今まで協議をした経緯はありませんが、今後進めていきたいという内容だったと思いますが、あまりにも簡単だったので、再度質問をさせていただきます。

全く検討のテーブルにそのことが上がってこなかったということは、コロナもありましたので、なかったのではないかと思ったのですが、多分進まなかった理由があったんだと思います。そこをクリアしないと多分進めたいと思っていても先に進まないと思いますので、その点を1つ説明をいただきたいというところと、厚生労

働省から今年の3月に通達が来ていまして、「要介護認定申請に対する処分は、申請のあった日から30日以内にしないといけないと規定されており」と書いてありました。その資料を細かく見ていくと、各提出された自治体の介護認定申請の期間が細かく書いてありまして、県全体として30日以内が望ましいということで、県の平均が41.6日、合志市が43.21日、菊池市が46.91日、菊陽町が42.21日、大津町が37.31日となっています。これは全体の期間なので、広域連合が所管している審査会の部分が含まれるというところで、各自治体でも時間がかかっているというところも含まれると思いますが、広域連合の抱えている部分での期間が短くなれば住民の不利益も被らずに早く結果が出てくるのではないかと思います。

また、一般質問の聞き取りをされたときの説明が今なかったんですけど、コロナ禍のときにも特例で、そのときはわざわざ集まって審査をしなくても、継続して、その認定が認められるということでありましたが、例えば認められたのであっても、要介護3だった人はもしかしたら4になったかもしれないのに3のままだったということでは、やはり住民に対する不利益が生じると思います。

そういうところで、加速して、なるべく早くこのオンライン化を進めていただきたいと思いましたので、今後どのように進められるのか、また、それがクリアできなかったところをどのように進めていこうと思っているのか、わかる範囲でいいので、お答えください。

○議長（青木照美） 清本福祉課長。

○福祉課長（清本 建） それでは、質問に答えさせていただきます。

まず、これまでオンラインについて検討してきたのかというところでの内容になりますけれども、令和5年の定例会において広域連合のDX化についてご質問が1回ありました。そのときに、ちょうどその年の介護認定審査会の総会において、ペーパーレスの推進をさせてくださいというお話をさせていただきました。その中でDX化というところでのこういうペーパーレス化について検討を始めておりますというところでの答弁をさせていただいております。その中で、将来的にはオンラインももちろん検討の中に入れていくという答弁をさせていただいているところです。

その後、その同じ年でしたけれども、今度は介護認定審査会システムの標準化というのが入ってまいりまして、そちらのほうが今年度いっぱいというところでの期限がある中で急遽入ってまいりまして、その中で、このペーパーレス、オンライン化につきましてもちょっと進みが遅くなったというところで、標準化につきましては来年度の4月1日からの稼働となっていますので、そちらが一段落した後にそう

いったものを進めさせていただきますというところで、今年度の審査会総会のほうにはお話をさせていただいたところがございます。

それと、申請を住民の方にしていただいて、30日以内に結果をお渡しするというところでの法律の話でございますけれども、先ほど議員からお話がありましたとおり、その期間内になかなか終わっていないというところがございます。それは全国的にも同じでございます、今、最新のデータとしましては、全国的に40.6日かかっていると、うちの管内につきましても、まだこの後のはちょっとわからないんですけども、令和5年4月1日から令和5年9月30日のデータに基づきますと、連合管内は平均44.6日ということになっております。

この対策としまして、先ほどお話をいただいたオンライン化、もちろんそれだけでは短縮にはつながらないと思っておりますけれども、先ほど申請の流れでお話がありましたけれども、申請がありましてから、主治医意見書を依頼したり、あと調査の日程を調整したり、あと資料作成して確認を行って、私どもの審査会のところに上がってくるんですけども、そちらのいろんな業務をそれぞれ少しずつ短縮しながらということになると思っておりますけれども、そういったことでうちの審査会上がってきたときには速やかに審査を実施できる体制づくりをしていかなければならないと考えております。

それと、最後に、先ほどコロナ禍における期間の延長の話がありましたけれども、そちらにつきましても、コロナ禍のときに厚生労働省から事務連絡があつておりまして、その延長ができる条件といたしますのがありまして、介護保険施設や病院などに入院されている方で入所者との面会ができないということがありまして、そういった措置がとられた場合、調査ができないという状況がございましたので、それにつきましても、市町村の判断において12か月以内で延ばすことができますというところで延長をやってきたところです。こちらについては、市町のほうで判断してやっていただいていたというところになります。

先ほどの通知が2月18日、令和2年にあつたんですけども、その後、令和2年4月7日に追加で通知がございまして、今のような施設・病院に入所された方以外の方についても、コロナ感染症の拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合には同じような条件で12か月以内の範囲で延長ができるというところで、その取扱いのもとに市町のほうで延長されてきたと考えております。

その中で、うちの審査会はどうだったかといいますと、委員さんの協力のもと、通常どおり審査会は行っておりましたので、それ以外の案件につきましても、通常の審査を行ってきたところがございます。

以上でございます。

○議長（青木照美） 三宮議員。

○15番（三宮美香） 再質問はありませんが、今の説明を解釈すると、多分各自自治体がシステムの標準化を進めるから、まずそれが前提で、その後進んでいくということでしたので、それを各自自治体にお伝えしたいと思います。

あと、多分これからAIが進んでいって、AIに任せて、人の手を借りずに進んでいくことができる社会になっていくと思いますので、広域連合が遅れていくことがないように進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（青木照美） これで、三宮美香議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は終了しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分（令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（青木照美） 次に、日程第4、承認第2号、専決処分（令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） 本日、令和7年第3回菊池広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本連合の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和7年第3回菊池広域連合議会定例会の付議事件について、提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、4件でございます。付議事件の順に申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。承認第2号、専決処分（令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求めることについてをご説明いたします。

5ページをご覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,752万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,988万7,000円とするものです。

12ページをご覧ください。歳入についてご説明をいたします。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で9,752万円を増額しております。これは、歳出の増額に充てる財源を財政

調整基金から繰り入れたことによるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。13ページをご覧ください。

款5消防費、項1消防費、目1常備消防費、節2.1補償、補填及び賠償金で9,752万円を増額しております。これは、当連合が被告となりました損害賠償請求事件（令和5年（ワ）第575号）において判決が決定をし、原告に損害賠償金を支払ったことによるものでございます。

以上のとおり、専決処分の内容をご報告申し上げますとともに、この承認をお願いするものでございます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

-----○-----

日程第5 議案第16号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（青木照美） 次に、日程第5、議案第16号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の15ページをご覧ください。議案第16号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、熊本県市町村総合事務組合が共同で処理する事務のうち、同組合理約第3条第10号に規定する「交通災害事務」において、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することとなったことにより、一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更並びに構成団体において同旨の議決が必要となったもので、ついては、

地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第17号 菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（青木照美） 次に、日程第6、議案第17号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書19ページをご覧ください。議案第17号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、国が示した火災予防条例の一部改正を受け、これに整合させるための菊池広域連合火災予防条例の一部改正を行うもので、ついては、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては消防長よりご説明申し上げますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（青木照美） 狩野消防長。

○消防長（狩野俊隆） それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第17号、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本改正は、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、国において開催された「消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書において、

林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等による林野火災予防の実効性向上が必要とされたことを受け、火災予防条例（例）が改正されたことによるものでございます。

これを受け、本消防本部におきましても、林野火災予防の強化を図るため、国からの通知に基づき、菊池広域連合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、次のとおりでございます。

初めに、目次の第3章の3に「林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」を追加しております。

次に、火災に関する警報発令中の火の使用制限の明確化についてでございます。

第29条において、「火災に関する警報」が消防法第22条第3項に基づくものであることを明確にいたしました。

また、第29条第1項第7号につきましては、住宅等における火気設備・器具の普及状況等を踏まえ、警報発令中における屋内での裸火使用制限を廃止することとしたものでございます。

次に、林野火災に関する注意報の創設についてでございます。

第29条の8第1項では、気象状況から林野火災の発生に注意が必要と認められる場合に、「林野火災に関する注意報」を発することができることといたしました。

第2項では、注意報が発せられた場合には、本連合区域内の者に対し、火災警報発令時における火の使用制限に従うよう努力義務を課すこととしております。

第3項では、林野火災の危険性に応じ、当該努力義務の対象となる区域を指定できることといたしました。

次に、林野火災予防を目的とした警報発令時の区域指定についてでございます。

第29条の9第1項におきまして、林野火災予防を目的として火災に関する警報を発した場合、危険性を勘案し、火の使用制限の対象区域を指定できることとしたものでございます。

最後に、火災とまぎらわしい行為等の届出対象の明確化についてでございます。

第45条第1項第1号において、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為として、「たき火」を明記いたしました。

また、第2項では、消防長または消防署長が、前項各号に掲げる行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることとしたものでございます。

詳しい内容、条文につきましては、21ページから25ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議 長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第17号を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議 長（青木照美） 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第18号 令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について

○議 長（青木照美） 次に、日程第7、議案第18号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。吉本広域連合長。

○広域連合長（吉本孝寿） それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第18号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

31ページをご覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,670万円とするものです。

なお、詳細につきましては事務局長よりご説明申し上げますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（青木照美） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺博和） 議案第18号、令和7年度菊池広域連合一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

同じく、議案書31ページをご覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,670万円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。38ページをご覧ください。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で681万3,000円増額しております。これは、歳出の増額に充てる財源を

財政調整基金から繰り入れて充当するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。39ページをご覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1.2委託料の4万円の増額は、当初予定していなかった臨時会を8月に開催する必要が生じたことで、会議録作成業務に係る予算が不足となったことによるものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1介護保険費、節3職員手当等の21万7,000円の増額は、職員の通勤手当及び時間外勤務手当の増、また、節1.3使用料及び賃借料の2万7,000円の増額は、認定審査会認定業務連絡ツールの試行期間終了に伴い、使用料が発生することとなったことによるものでございます。

また、その下の目2障がい者福祉費、節1.3使用料及び賃借料に係る4,000円につきましても、同じく試行期間終了に伴う増となっております。

次に、款5消防費、項1消防費、目1常備消防費、節1.0需用費の244万円につきましても、消防関係車両の修繕料が増加したこと、また、節1.2委託料の408万5,000円につきましても、説明欄に記載のとおり、まず、顧問弁護士への報酬分の378万2,000円は、損害賠償請求事件（令和5年（ワ）第575号）に係る報酬で、その下の職員採用試験の30万3,000円につきましても、当初予定していなかった職員採用試験に係る追加試験を実施する必要が生じたことによる増でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木照美） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木照美） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木照美） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（青木照美） 次に、日程第8、委員会の閉会中の継続調査についてを議題と

します。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付してあります閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、菊池広域連合議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木照美） 異議なしと認めます。

お諮りしたとおりと決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和7年第3回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 青 木 照 美

署 名 議 員 吉 永 健 司

署 名 議 員 中 岡 敏 博